

くらしすて



【テーマ記事】

かしこく使おう
電子マネー

..... 2

トラブルQ&A 3

★高額な屋根のリフォームを
契約させられた

お知らせ 4

★イベント情報



行ってみよう!

大阪センチュリー交響楽団

大阪センチュリー交響楽団は、府民に親しまれ、府民の誇りとなるオーケストラを目指しています。昨年4月から、音楽監督に小泉和裕を迎え、クラシックコンサートを中心に優れた演奏をお聴きいただいています。さらに社会貢献につながる公演として、小学生向け体感コンサート・支援学校コンサート・病院コンサートも数多く実施、活動範囲を広げています。



北大阪急行「緑地公園駅」下車、
西へ徒歩5分

ニュース

■消費者保護をテーマにした「平成20年版 国民生活白書」

振り込み詐欺やインターネット取引を巡る消費者被害について、平成19年度の経済的な損失額は最大約3兆4000億円と推計。高齢者の被害額が大きい傾向も明らかになった。対策として、少額被害者を集団的に救済する仕組みの必要性、消費生活センターなど公的機関の相談業務の強化、被害防止のための消費者教育の重要性などをあげている。

■テレビショッピングに関する相談が増加傾向

平成19年度、国民生活センターに寄せられたテレビショッピングに関する相談の件数は2251件で、そのうち「契約・解約」に関する相談が約8割。20年度も増加傾向にある。放送時間の制限で返品や解約条件が消費者に理解されないケースもあることから、国民生活センターでは、消費者は購入条件や商品情報をよく確認するよう、また事業者には契約条件の説明を徹底するよう求めている。テレビショッピングは通信販売にあたるため、クーリング・オフ制度は適用されない。

クイズ

大阪センチュリー
交響楽団

「大阪センチュリー
交響楽団」が
できたのはいつ?

答えは
3ページ

かしこく使おう 電子マネー

弁護士 洞 良隆
ほら よし たか

最近、「電子マネー」という言葉に接する機会も増えたのではないのでしょうか。関西では、ＪＲ西日本のICOCA^{イコカ}やビットワレット社のEdy^{エディ}をご利用の方も大勢いらっしゃると思います。生活に広く浸透し始めた電子マネーについて、またその利用上の注意点について話します。(※)

1 電子マネーの仕組みと利用方法

電子マネーとは、店頭の端末機にICカードをかざすことで、現金で支払いをしたのと同じ効果がえられるものです。具体的には、①利用者が電子マネー事業者に対価を支払うと同時にICカード上にバリュー(経済的価値)を受け取る(「チャージ」といいます)、②利用者が店頭での支払い時に、端末機にカードをかざして、ICカードから店舗側にバリューを移転させる、③店舗が受け取ったバリュー相当額の対価を電子マネー事業者から受け取る、という流れで利用されます。

電子マネーの中には後払いのもの(私鉄各社のPiTAPa^{ピタパ}等)もありますが後払いのものはクレジットカードと同様のものと考えてよいでしょう。

それぞれの電子マネーには互換性がないため、利用者が持っている電子マネーに店頭の端末機が対応していなければ利用できません。

携帯電話で電子マネーを利用することもできます(対応機種に限ります)。この場合、携帯電話に設定されたソフトを使って電子マネーを利用するので、複数のソフトを設定することで複数の電子マネーが利用できます。また、インターネットを経由してチャージや支払いをすることもできます。



2 電子マネー利用上の注意点

- (1) 電子マネーのチャージは機械で行うことがほとんどです。チャージをする際には、表示やレシート等でチャージが確実になされたかどうかを確認しましょう。
- (2) 電子マネーは、原則として一度チャージすると現金化ができません。自分が確実に使い切る範囲内でチャージするようにしましょう。
- (3) 電子マネーは、現金で支払いをするときにように、おつりを数えて支払い額が正しいかを確認することは困難です。店舗側のミスによる二重支払いの事例も発生していますので、必ず表示やレシート等で支払い額の確認をしましょう。



- (4) 電子マネーの紛失・盗難等による損害が発生しても、原則として電子マネー事業者から補償を受けることはできません。電子マネーでも、クレジットカード等と同じように、他人に使われないよう、きちんと管理しましょう。
- (5) 支払い対価のないポイント等は法律の保護の対象外になっています。この機会に自分が持っているポイントを確認してみるのもよいでしょう。

電子マネーは、正しく使えば、小銭を持ち歩かなくてよい、切符を買う手間が省ける、ポイントがつく等、利用者にとってもメリットの大きいものです。これらの点に十分に気をつけて利用してください。

※電子マネーには他にもネットワーク型等がありますが、本稿では、紙面の都合上、最も流通している非接触のICカード型について説明を行いました。

トラブル Q&A

高額な屋根のリフォームを契約させられた

Q 「近所で屋根工事をしているが、お宅も無料で見てあげる」と言って、1週間前、突然業者が訪ねてきた。数年前の台風で一時雨漏りしたことがあり、気になっていたので屋根の点検を頼んだ。その結果「屋根瓦は今にも崩れ落ちそうで、すぐに工事が必要」と言われ、契約書にサインするよう急かされた。しかし、契約金額が94万5千円と高額だった。翌日断ったが、「工事を止めることはできない」と言われた。本当に解約できないのか。(70歳代・女性)



A これは典型的な「点検商法」の事例です。屋根以外にも「床下」や「水質」の点検とって訪問する手口があります。「点検商法」とは、「無料点検サービス」などと称して、家の内外を点検してまわり、消費者の不安をあおる結果を伝え、高額な工事や商品などを勧める悪質な訪問販売の手口です。この事例の場合は、契約書面を受け取ってから8日以内でしたので、クーリング・オフ(無条件解約)ができることを説明し、通知方法を助言しました。

仮に、材料が発注されていたり、工事が終わっていたりしても、違約金などを支払う必要はありません。お金をすでに支払っている場合でも、業者から返金してもらえます。また、事例のようにクーリング・オフ期間中であるにもかかわらず、「工事を止めることができない」などと業者が告げて、クーリング・オフを妨害した場合は、再度クーリング・オフができる旨の書面を受け取り、その日から8日が経過するまで、クーリング・オフができています。クーリング・オフの期間が過ぎていても契約の取り消しができる場合もありますので、お住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談してください。

このような被害に遭わないためには

- すぐに玄関の扉を開けないで、訪問の目的や業者名を確認しましょう。
- 「点検」の結果、不安をあおって工事を急かせる業者には、特に注意しましょう。
- その場で契約しないで、複数の業者から見積もりを取るなど慎重にしましょう。
- 家族や身近にいる人に相談しましょう。
- 認知症などで判断能力が低下している場合は「成年後見制度」を活用することで、被害を防げることもあります。

クイズの答えは

「平成元年12月」です。

平成2年3月にデビューし、今年活動20周年を迎えます。

大阪センチュリー交響楽団 ～ファンクラブ会員募集中!!～

大阪センチュリー交響楽団では厳しい財政状況のなか、より質の高いコンサートを継続するため、多くの皆様のご支援を必要としています。昨年7月には「センチュリー・ファンクラブ」「センチュリー・ワンコインサポート」を立ち上げましたので、ご支援のほど、よろしくお願いします。入会等、詳細のお問い合わせは下記まで。

◆大阪センチュリー交響楽団 TEL : 06-6868-3030 <http://mic.e-osaka.ne.jp/century/>

